

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善： 継続プロセス

2013年2月22日

(仮訳)

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対応するためのアクションプランをFATFとともに策定した国・地域として、以下を特定した。これら国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対応するとのハイレベルでの政治的コミットメントを書面で提供している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、継続的に国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域を特定する。

FATF及びFSRB (FATF型地域体)は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対応における進捗について報告を継続する。FATFはこれらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期限内でのアクションプランの履行を要請する。FATFはこれらアクションプランの履行を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを懇請する。

アフガニスタン

2012年6月、アフガニスタンはFATF及びAPG(アジア・太平洋FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③全ての金融セクターに対する、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、④資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の構築及び履行、⑤完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、及び⑥クロスボーダー現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇請

する。

アルバニア

2012年6月、アルバニアはFATF及びMONEYVAL(欧州FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、及び②テロ資金供与に関する国際協力の枠組み強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

アルジェリア

2011年10月、アルジェリアは、FATF及びMENAFATF(中東・北部アフリカFATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012年10月以降、同国は、中央銀行による顧客管理に係る規則の公布を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは資金洗浄・テロ資金供与対策に関する戦略上重大な欠陥が残っていると判定した。アルジェリアは、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③顧客管理措置の改善、及び④効果的に機能する金融情報機関の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

アンゴラ

2010年6月、アンゴラはFATFと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATFはある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。最初のアクションプランが策定された後、同国は相互審査を受けており、審査で特定された更なる戦略上重大な欠陥は、改訂されたアクションプランに含まれている。また、改訂されたアクションプランに対しては、新たな政治的コミットメントが示された。同国は、①資金洗浄及びテ

ロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資金の没収及びテロリスト資産を遅滞なく特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③効果的に機能する金融情報機関の確保、及び④司法共助実施のための、適切な法律及び手続の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

アンティグア・バーブーダ

2010年2月、アンティグア・バーブーダはFATF及びCFATF(カリブ諸国FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかしFATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、全体的な監督枠組みの改善を継続することを含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するためにアクションプランの履行に継続して取り組むべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

アルゼンチン

2011年6月、アルゼンチンはFATFと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012年10月以降、同国は、2012年12月28日に成立した資本市場に関する新法を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた相当な進歩を見せている。この法律により、金融面での透明性に良好な影響を与え、資金洗浄・テロ資金供与対策に係る情報交換を改善する、証券セクターの許認可及び監督の改善、協力体制の強化、及び国内関係当局間の守秘義務の撤廃がなされた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄の犯罪化、資金洗浄に関連する資金の没収、及びテロリスト関連資産の凍結に関し残存する欠陥への対応、②金融情報機関及び疑わしい取引の届出義務における残存する問題への対応、③全ての金融セクターに対する、資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの更なる強化、④顧客管理措置の更なる改善及び拡大、及び⑤国際協力のための適切なチャンネルの構築及び効果的な履行の強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

バングラデシュ

2010年10月、バングラデシュはFATF及びAPGと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012年10月以降、同国は、テロ資金供与対策の法律における必要な改正について内閣の承認を得たこと、及び資本市場仲介業者に向けた資金洗浄・テロ資金供与対策に係るガイダンスの発出を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③効果的に機能する金融情報機関の構築、及び④国際協力の改善を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ボリビア

FATFに認められたアクションプランの大部分を対処したボリビアの進捗に従い、ボリビアは、FATF声明から除外され、「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：継続プロセス」に掲載されることとなった。同国がFATF及びGAFISUD(南米FATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとハイレベルの政治的コミットメントを示した2010年2月以降、資金洗浄・テロ資金供与の犯罪化を強化する法律の成立、テロリスト資産を凍結、差押、及び没収するための手続の構築及び履行、及び金融情報機関の実効性強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善のための著しい進捗を示してきた。FATFは、かつてFATFによって特定された欠陥に対処するために必要な改善及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行う。

ブルネイ・ダルサラーム

ブルネイ・ダルサラームが、FATF及びAPGと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した2011年6月以降、資金洗浄・テロ資金供与を適切に犯罪化するための法律の成立、テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の構築及び履行、疑わしい取引の届出義務の改善、完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、及び適切な司法共助法制の制定及び実施を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に著しい進捗を示してきた。FATFは、かつてFATFによって特定された欠陥に対処するために必要な改善及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行う。

キューバ

2013年2月、キューバはFATF及びGAFISUDと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。キューバは、2012年12月にGAFISUDに加盟した。FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の欠陥が存在すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③顧客管理措置の改善、④疑わしい取引の届出義務の改善、⑤完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、及び⑥国際協力及び司法共助に関する適切な法律・手続の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行へ取り組むべきである。

カンボジア

2011年6月、カンボジアは、FATF及びAPGと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の履行、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、及び⑤クロスボーダー現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続、特にFATF基準に従い必要な資金洗浄・テロ資金供与対策の法律改正を行うことを強く求める。

クウェート

2012年6月、クウェートは、FATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかしFATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の履行、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、④司法共助実施のための、適切な法律及び手続の確保、⑤効果的な顧客管理措置の構築、⑥特に金融情報機関の運営上の自律性に対処した、完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、及び⑦資金洗浄・テロ資金供与についての疑わしい取引の届出義務に対する金融機

関の意識と遵守の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

キルギス

2011年10月、キルギスはFATF及びEAG(ユーラシアFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012年10月以降、同国は国連安保理決議の履行のための行政令の制定を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進捗を示してきた。しかし、FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄の犯罪化に関する残存する問題への対応、③テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みを明確にすること、及び④全ての金融セクターに対する、十分かつ効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続、特に、適切なテロ資金供与対策関連法を早急に改正することを慫慂する。

モンゴル

2011年6月、モンゴルはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012年10月以降、金融サービス業者へ規制が行われていることを示し続けていることを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な措置の構築及び履行、④疑わしい取引の届出義務の改善、及び⑤金融サービス業者の効果的な規制の実施を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ナミビア

2011年6月、ナミビアはFATF及びESAAMLG(東南部アフリカFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012年10月以降、テロ資金供与に係る新法の成立と資金洗浄対策に係る法律の改正法成立、及びテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の批准を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。これらの法律採択は余りに近時に行われたものであるため、FATFは未だ法律を審査しておらず、次に掲げる事項に関し、どの程度対応されたかを判定していない。①テロ資金供与の適切な犯罪化、及び②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ネパール

2010年2月、ネパールはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012年10月以降、同国は、組織犯罪防止に関する規則の公布及び保険・証券セクターへの資金洗浄・テロ資金供与対策に係る法的拘束力のある通達の発出を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な措置の構築及び履行、④適切な司法共助法制の制定と発効、⑤効果的に機能する金融情報機関の構築、及び⑥資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の創設を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを求める。

ニカラグア

2011年6月、ニカラグアはFATF及びCFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012年10月以降、同国は、金融情報機関に関する新法とマイクロファイナンス業の監督のための資金洗浄・テロ資金供与対策の規則の発出を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。余りに近時に行われたものであるため、未だこれらの措置を審査していないが、FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存していると判定した。同国は、FATF及

びCFATFと協働し、①特に現在監督当局に規制されていない主体における効果的な顧客管理措置及び記録保存条件の確保、②資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の創設、③全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、及び⑤テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行へ取り組むべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

フィリピン

フィリピンが FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した 2010 年 10 月以降、同国は、資金洗浄及びテロ資金供与を適切に犯罪化するための法律の制定、テロリスト資産を特定し凍結するため及び資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の履行、金融の透明性の強化、権限ある当局の能力と財政的資源の確保、及び全ての金融機関と一部の指定非金融業者及び職業専門家を含めるよう届出義務の対象機関の拡大を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策体制を改善するための著しい進捗を見せ、アクションプランの大部分に対処してきた。FATF は、かつて FATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改善及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行う。しかし、FATF はフィリピンのカジノセクターが、資金洗浄・テロ資金供与対策の目的の下で規制されていない状況が継続していること、及び未だに資金洗浄・テロ資金供与対策義務の対象に含まれていないことに懸念を持っており、同国が早急かつ効果的に残存する欠陥に対処することを求める。

スリランカ

FATF に認められたアクションプランの大部分を対処したスリランカの進捗に従い、スリランカは、FATF 声明から除外され、「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善:継続プロセス」に掲載されることとなった。同国が FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントを示した 2010 年 2 月以降、資金洗浄及びテロ資金供与を適切に犯罪化するための法律の制定及びテロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた著しい進歩を見せている。FATF は、かつて FATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改善及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行う。

スーダン

2010年2月、スーダンがFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、及び③資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守のための効果的な監督プログラムの確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、MENAFATFによる同国の相互審査書の採択を歓迎し、相互審査書において特定された更なる重大な欠陥を踏まえて同国と協働する。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

タイ

FATFに認められたアクションプランの大部分を対処したタイの進捗に従い、タイは、FATF声明から除外され、「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：継続プロセス」に掲載されることとなった。同国がFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した2010年2月以降、テロ資金供与の適切な犯罪化のための法律の成立、テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、及び資金洗浄・テロ資金供与対策における監督の更なる強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善のための顕著な進捗を示してきた。FATFは、かつてFATFによって特定された欠陥に対処するために必要な改善及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行う。

ジンバブエ

2011年6月、ジンバブエはFATF及びESAAMLGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012年10月以降、同国は、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の批准を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、FATF及びESAAMLGと協働し、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、④資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務に対する金融機関の意識向上と遵守の確保、及び⑤適切な司法共助法制の制定と施行を含む、資金

洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、資金洗浄・テロ資金供与対策のために必要な法律改正を含む、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

十分な進捗を示していない国・地域

(仮訳)

FATFは、以下の国・地域がFATFと合意されたアクションプランに関し十分な進捗を示したとは、未だ評価していない。アクションプランの大部分の事項、及びないし又は、アクションプランの事項の過半数は対応されていない。仮にこれらの国・地域が2013年6月までにアクションプランの大部分を履行するために十分な取組を行わない場合には、FATFはこれらの国・地域を、合意されたアクションプランを遵守しない国として特定し、加盟国に対してこれらの国・地域に関する欠陥から生じるリスクを考慮するよう求めるとの追加的な措置をとる。

モロッコ

モロッコは、FATF 及び MENAFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国は、テロ資金供与に係る残存する重要な欠陥へ対応することにおいて十分な進捗を示していない。同国は、アクションプランのその他の事項については完了しているものの、必要な法律を成立させることにより、残存する欠陥に対応するよう、FATF 及び MENAFATF と協働するべきである。

タジキスタン

タジキスタンはFATF 及びEAGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策には一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化に関する残存する問題への対応、②資金洗浄及びテロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③金融情報機関、疑わしい取引の届出義務、及び顧客管理措置に係る残存する問題への対応を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するために、アクションプ

ランの履行において、FATF 及び EAG と協働することを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善:継続プロセスの対象から除外される国・地域

(仮訳)

ガーナ

FATFは、ガーナの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、法的枠組みを構築し、FATFにより2010年10月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関する、アクションプランにおけるコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をGIABA(西アフリカFATF型地域体)と協働して継続する。

ベネズエラ

FATFは、ベネズエラの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、法的枠組みを構築し、FATFにより2010年10月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関する、アクションプランにおけるコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をCFATFと協働して継続する。

(以 上)